

## 概要

農産物検査法は、農産物検査に関する検査方法及び品種・産地・産年・等級等の規格を規定。食糧管理法廃止の後も、食糧法に基づいて計画流通米について国による検査を義務としていたが、流通や食の多様化を背景に登録検査機関制度を導入し検査を民営化。

検査結果は主として流通段階で卸・精米事業者が玄米から精米にする際の歩留まりを判断するために用いられる。食品表示法に基づき農作物検査を受けない米穀については消費者向けに品種・産地・産年（3点情報）を表示してはならないとされている。また、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）、水田活用の直接支払交付金等の補助金の交付要件とされている。

## 検査対象

米穀（玄米、精米）、小麦、大麦、大豆、小豆、いんげん、  
かんしょ生切干（サツマイモを薄く輪切りにし天日乾燥させたもの）、そば、でん粉

## 見直しの経緯

昭和26年	農産物検査法成立。国（旧食糧庁の地方支分部局）による全量義務検査が実施
平成7年	食糧管理法廃止を受けて農産物検査法改正。国が流通に関与しない計画外流通米は任意検査に移行
平成9年	行政改革会議最終報告（平成9年12月）にて「食糧検査等については、民営化、民間移譲を検討する必要がある」とされる。さらに、行政改革についての第1次見解（平成10年12月）で「産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つという視点を踏まえ、市場原理を活用して民営化することが必要」との見解が示される
平成11年	JAS法改正で米に関する食品表示を義務化（3点情報表示のため農産物検査を必須化、現行の食品表示法に継承）
平成12年	行政改革会議を受けて農産物検査法改正。登録検査機関制度による農産物検査の民営化
平成15年	食糧法改正による計画流通制度の廃止に伴い、法律上の義務検査は廃止
平成19年	水田経営所得安定対策が導入（補填金算出のため農産物検査を必須化、現行のナラシ制度等に継承）
平成22年	規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月閣議決定）において、「米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る」とされる
平成25年	消費者委員会で農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について議論された結果、「本年9月末時点までに実効性のある検査、証明の方法の提案が見込めないことから、審議を終了する」（平成25年8月27日消費者庁）とされる
平成28年	農業競争力強化プログラム（平成28年11月）で「農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す」とされる

## その他

✓ 平成29年産の米穀の検査数量は509万t、検査率は70%程度（平成19年産は58%）。

# (参考)水稲うるち玄米に関する農産物検査規格

- 登録検査機関が農産物の種類ごとに品位（等級）、量目、荷造り、包装を検査。
- 米（飼料用米を除く。）については平成13年から現行の規格となっている。

## ○品位（水稲うるち玄米及び水稲もち玄米）

項目 等級	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除いたもの (%)								
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を90%以上混入していないもの

※1 水分：精造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。

※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政令統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

## ○量目（水稲うるち玄米及び水稲もち玄米）

紙袋詰めの場合 30キログラム又は20キログラム。ただし、1等から3等まで以外に該当すると認められるものは、25キログラムとすることができる。

## ○荷造り及び包装（水稲うるち玄米及び水稲もち玄米）

### 第一種紙袋

#### 材料

原紙は、JIS P3401(クラフト紙1種)MS-84、JIS P3401(クラフト紙5種1号)EK1-83又はJIS P3401(クラフト紙5種2号)EK2-84に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド(紙ひも8本を幅10ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ68キログラム以上のもの)とする。

#### 形状

縦 (センチメートル)	横 (センチメートル)	底幅 (センチメートル)	重さ (グラム)	表示	仕立方
80 (±)2	49 (±)1	10 (±)0.5	230 (±)10	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第一種紙袋」の文字を表面に表示したもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて3層とし、底部は、のりばりとし、袋口は、裏側に約76センチメートルの紙ひも製バンドを当て、裏側の袋口の1枚又は3枚を約3センチメートル折り返してのりばりとしたもの

#### 荷造り

袋口をそえ裏側に3回以上折り曲げ、両端から約10センチメートルの箇所まで袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

資料：農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)